



平成27年5月19日

各位

会社名 株式会社アメニティ
代表者 代表取締役社長 山戸 伸孝
(コード番号：2188)
問い合わせ先
役職・氏名 取締役社長室長 鳥巢 武史
電 話 045-371-7676

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において「定款一部変更の件」を平成27年6月10日開催予定の臨時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

- (1) 現行のグリーンシート銘柄制度が平成30年3月31日に廃止が予定されていることから、今後の動向について検討を重ねた結果、事業戦略、コスト面等を総合的に勘案し、グリーンシート銘柄としての指定を自主的に取り消すことを選択いたしました。そのため、グリーンシート銘柄としての取引に必要とされていた株券の発行が不要となることから、平成27年7月21日をもって、下記のとおり株券を発行する旨の規定を改廃して不発行とするとともに、これに関連する規定を廃止するものであります。
- (2) 前述の通り、当社では、グリーンシート銘柄としての指定を自主的に取り消すことを選択いたしました。そこで、株式の散逸を防ぎ、会社経営の安定化を図るため、当社株式の譲渡について当社取締役会の承認を必要とする旨の規定を新設するものであります。

2. 変更の内容は次の通りです。なお、変更部分は下線で示しております。

(1) 株券発行に係る規定の廃止等

現行定款	変更案
(株券の発行) 第7条 当社は、株式にかかる株券を発行する。	<u>(削 除)</u>

(株主名簿管理人)

- 第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。
- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
 - 3 当社の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

第7章 情報

(情報開示)

- 第33条 当社は、日本証券業協会が定める店頭取扱有価証券・グリーンシート銘柄として要求される会社内容説明書その他の開示すべき書類を、同協会が定める提出期限までに作成する。

(新 設)

(株主名簿管理人)

- 第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。
- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
 - 3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(削 除)

附 則

- 第1条 当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。
- 第2条 前条及び本条の規定は、平成28年7月20日まで有効とし、平成28年7月21日をもって前条及び本条の規定を削除するものとする。
- 第3条 第7条及び第33条の削除並びに第8条の変更は、平成27年7月21日よりその効力を生ずる。

(2) 株式の譲渡制限等

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(株式の譲渡制限)
	<u>第 7 条 当社の発行する株式を譲渡により取得するには、取締役の承認を受けなければならない。ただし、当社の株主に譲渡する場合は、承認をしたものとみなす。</u>
附 則	附 則
第 1 条 (省 略)	第 1 条 (変更なし)
第 2 条 (省 略)	第 2 条 (変更なし)
第 3 条 (省 略)	第 3 条 (変更なし)
<u>第 4 条 (新 設)</u>	<u>第 4 条 第 7 条の新設は、平成 27 年 7 月 22 日よりその効力を生ずる。</u>

3. 今後の予定

当社の平成 27 年 6 月 10 日開催予定の臨時株主総会で定款の一部変更が承認されることを条件として、日本クラウド証券株式会社により、グリーンシート銘柄としての指定取消届出書が提出される見込みです。

株主総会からグリーンシート銘柄指定取消し、株券不発行及び株券譲渡制限に係る日程は次のとおりとなる予定です。

定款変更のための臨時株主総会開催日	平成 27 年 6 月 10 日 (水曜日)
グリーンシート銘柄としての取引最終日	平成 27 年 7 月 13 日 (月曜日)
グリーンシート銘柄としての指定取消日	平成 27 年 7 月 14 日 (火曜日)
株券不発行に係る定款変更の効力発生日	平成 27 年 7 月 21 日 (火曜日)
株式譲渡制限に係る定款変更の効力発生日	平成 27 年 7 月 22 日 (水曜日)

以上